

島根大学研究・学術情報本部エスチュアリー研究センター特任教員に関する要項

(平成25年7月26日 研究本部エスチュアリー研究センター長決裁)

(平成28年3月31日一部改正)

(平成29年3月31日一部改正)

(令和2年1月14日一部改正)

(令和3年3月29日一部改正)

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人島根大学契約職員就業規則（平成16年島大規則第34号）第5条第2項の規定に基づき、島根大学研究・学術情報本部エスチュアリー研究センター（以下「センター」という。）における特任教員に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 特任教員とは、センターの教育、研究及び研究プロジェクトを推進するとともに、センターの教育及び研究の活性化を図るため、教育及び研究計画に基づいて雇用する者で、教育研究業績に応じて採用する特任教授、特任准教授、特任講師及び特任助教をいう。

(職務内容)

第3条 特任教員の職務内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 エスチュアリーに関する調査及び研究に関すること。
- 二 センターが実施する共同研究及び受託研究に関すること。
- 三 センターが実施する国際共同研究に関すること。
- 四 学生に対する教育及び研究指導に関すること。
- 五 諸機関との学術交流及び情報交換に関すること。
- 六 その他センターが必要と認める職務に関すること。

(選考方法)

第4条 特任教員の選考は、公募要領（案）を研究・学術情報本部エスチュアリー研究センター運営会議（以下「運営会議」という。）で作成し、環境システム科学系において行うものとする。

(雇用期間)

第5条 特任教員の雇用期間は、採用の日の属する年度の末日までの範囲内で定めるものとする。

- 2 前項の雇用期間は、毎年更新できるものとする。ただし、原則として通算して3年を超えて更新することはできない。
- 3 更新については、運営会議の議を経て行うものとする。

(研究施設の使用等)

第6条 特任教員に係るセンター研究施設の使用等については、センターの常勤教員の取り扱いに準じるものとする。

(研究費の配分)

第7条 特任教員に係る教育・研究費の配分は、センターの予算等を勘案して措置する。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、特任教員に関し必要な事項は、運営会議の議を経て、センター長が定めることができる。

附 則

この要項は、平成25年7月26日から実施する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、令和2年1月14日から実施する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から実施する。